

## マキノ地域小学校の合同学習



学校では、学級規模が小さくなりすぎると人間関係が固定化しやすい、多様な見方や考え方に触れる機会が少ないなど少人数学級の課題が顕著になってくる傾向にあります。

マキノ地域の小学校では、こうした課題に対応するため、小中一貫教育の取り組みと併せて、多人数による授業等を行えるように、9月から合同学習や交流活動を実施しています。

今年度は、体育の授業、陸上記録会や音楽発表会の練習などを合同で行い、児童が多人数になることで多様な見方や考え方に触れられるよう努めています。



### 第9回定例会報告

9月29日開催

議案

高島市立公民館長の任命について

主な協議、報告事項

- 平成23年9月補正予算について
- 平成23年度教育研究所事業の状況について
- マキノ地域の小学校統廃合に係る合同学習、交流活動等について
- たかしま子どもフェスティバルについて
- 2011びわ湖高島栗マラソンについて

## 教育研究所の取り組み



教育研究所では、学校の夏季休業期間中に教職員を対象として、教員の指導力を向上させる講座、各学校に導入している電子黒板を活用する講座などの研修を集中的に実施しました。

特に教職員全員研修会では、市内全域で取り組みを進めている小中一貫教育にかかわって、効果的な連携のあり方や今後のめざすべ

- き方向性などについて研修をしました。
- ◆主な講座と受講者の意見
    - 指導力向上講座（国語）
 

説明文の学習で、こんなにとくさんの方法や発問があることを学びました。
    - 指導力向上講座（道徳）
 

藤樹先生の心や行いを、自己の問題として捉えられるような授業をしたいと思いました。
    - 指導力向上講座（外国語活動）
 

小学校での外国語活動の内容を考えると、中学校の英語授業の見直しを強く感じました。
    - 指導力向上講座（特別支援教育、読書指導、福祉教育）
    - 電子黒板活用講座
    - 管理職学校経営力向上講座

## 放課後の子どもたち ⑫



「たかしま子どもフェスティバル」は、昨年末での「たかしまこどもまつり」、「びわこ全国青少年演劇祭」、「おやこのじかん」を継承する事業として、10月1日、2日に開催しました。

このフェスティバルは、青少年関係団体を中心に28団体と個人が実行委員会を組織し、企画運営をしました。内容は、和太鼓や吹奏楽、ダンスや演劇などのステージ発表があり、昔遊びの体験コーナーや模擬店などもあって、子どもたちが主体的に参加して、楽しめるようにと各団体が工夫を凝らしました。

## 一日年金相談所

大津年金事務所では、「予約制による年金相談」を、次の日程で開催します。

日時 11月24日（木）  
10時～16時

場所 今津支所

申込方法 予約専用電話番号にお電話ください。

【電話】大津年金事務所  
☎077-521-1489  
平日8時30分～17時

※この電話では予約以外のご用件はお受け出来ません。  
※予約受付は、定員になり次第、締め切りとなります。

## 「国民年金保険料控除証明書」は、大切に保管をしてください

国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象です。年末調整・確定申告で必要となる書類ですので、大切に保管してください。

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日まで）に納付した保険料が該当します。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。そのため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬までに、日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書も添付して申告してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料



国民年金課  
☎(25)8137

### 《控除証明書専用ダイヤル》

0570-070-117 <ナビダイヤル>  
(平成24年3月15日（木）まで)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からなら、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。  
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

を納付された方には、来年の1月下旬に控除証明書が送付されます。

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会には、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

## 扶養親族等申告書は12月1日までに！

この申告書をもとに、翌年の年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると、各種控除が受けられません。

平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される方

- 年齢が**65歳未満**の場合  
年金額が**108万円**以上
- 65歳以上**の場合  
年金額が**158万円**以上

老齢や退職を支給理由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は非課税です。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から、扶養親族等申告書が送付されます。12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税が多くなる場合がありますのでご注意ください。